

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む介護事業所 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供 するために必要な経費を支援します

※事業の詳細はこちら

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html



感染症対策の支援

介護サービス事業所・施設等を対象に感染症防止対策のための経費を支援します。
すべての事業所・施設等が対象となります。

支援対象

令和2年4月1日以降、**感染防止対策として必要な経費について幅広く対象**。
以下、主な対象経費の例です。

- 症状はないが感染の有無を確認する場合のPCR検査や抗体・抗原検査（自由診療）の経費
- 感染防止対策のための職員を追加で雇用した場合の人件費
※職員に支払う危険手当（コロナ手当）は対象外
なお、危険手当は別途、サービス継続支援事業の申請対象となりますので、事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に所在する場合は各市、それ以外の事業所は県にお問合せください。
- 感染症対策の研修を行った際の講師への謝金
- 法人施設内における感染症対策共有のための会議開催費用
- 他事業所での感染症対策視察に係る出張旅費
- 感染症対策に係る他事業所応援業務に係る通勤費用
- 常時換気による光熱費の増加
- 手袋・消毒液・マスク、消毒用アルコール、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）、パーティション、非接触体温計等の購入費
- 医療機関及び保健所とのクラスター発生時等情報共有に係る連絡通信費
※感染者・疑い者の発生時に県等から衛生用品等を着払いで受領したときの送料含む
- 施設内消毒のための清掃委託、消毒設備メンテナンス委託
- 感染防止のための遠距離通勤者用宿泊施設確保料
- 3密を避けるために事務所として賃借したアパート賃借料
- タブレット端末、送迎車、オンライン会議のためのPC等の購入費
※ICT機器の通信料は対象外

等

助成額

- サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能（10/10補助、自己負担なし）
（例）通所介護89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分）コールセンター
電話番号 0570-077-160（8月17日10:00～）

1. 支援の対象経費などについて確認

感染対策支援事業

支援の対象経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。
- 領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

※在宅サービス事業所は、対象となる経費が重複しなければ、別途、感染防止のための環境整備への助成（1事業所あたり20万円を上限）も受けられますのでホームページをご確認ください

2. 交付申請書を作成

- 県ホームページに掲載している様式により、申請書等を作成します。原則、法人で一括申請です。（事業所単位の申請も可）

3. 交付申請

- 申請書等の提出は、原則、**神奈川県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムによるインターネット申請**により行います。
- 電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事業所については、国保連へ郵送で提出してください。

国保連受付期間 毎月15日から末日まで（土日を除く）

※ **債権譲渡**を行っている事業所や、国保連に対して報酬請求を行っていない事業所等及び個人の方は、県に電子申請又は郵送で提出してください。

- 最終受付締切は令和3年2月末を予定していますが、お早めに申請してください。

4. 申請確認、交付

- 県が申請内容を確認し、不備等がなければ支援金・慰労金が交付されます。
 - 慰労金を交付前に職員へ給付をしていない場合は、対象となる職員へ交付後速やかに給付してください。
- ※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

5. 実績報告

- 概算額で申請して補助金の交付を受けた場合、事業完了日から一ヶ月以内（または年度末まで）に、**県へ所定の様式により実績報告**を提出してください。
- 実績報告時に**支出実績が交付金額に満たなかった場合は、精算**を行います。
- なお、申請・給付に関する証拠書類（領収証や委任状等）は5年間保管してください。（今後、県が現地で確認することがあります。）

◆ 詳細な申請方法は、県ホームページに掲載している申請マニュアルをご確認ください。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分）コールセンター
電話番号 0570-077-160（8月17日10:00～）